令和6年(2024年)1月19日 教 育 委 員 会 資 料 教育委員会事務局子ども・教育政策課

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

教育長の給料等を改定するため、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたことに対して、教育委員会の意見を申し出る。

記

1 改正内容

(1) 教育長の給料月額の改定

改定額	現行	差
882,800円	874,200円	8,600円

(2) 教育長の期末手当の改定

	改定後	現行	差
6月	189/100	184/100	5/100
12月	189/100	184/100	5/100
合 計	378/100	368/100	10/100

- 2 新旧対照表 別添のとおり
- 3 施行年月日 令和6年3月1日
- 4 今後のスケジュール 本件可決後、区長へ意見回答 令和6年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

第1条 (略)

(給料の額)

第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」 という。)は、次の表のとおりとする。

改正案

区長	1, 254, 600円
副区長	1,007,100円
教育長	<u>882,800円</u>
常勤の監査委員	<u>802,100円</u>

第3条・第4条 (略)

(支給方法等)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に10 0分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区 長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の18</u> <u>9</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の16</u> <u>6.5</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当 に関する規則(昭和50年中野区規則第39号) 第3条の支給割合を乗じて得た額とする。

3 · 4 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

第1条 (略)

(給料の額)

第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」 という。)は、次の表のとおりとする。

現行

区長	1,242,400円
副区長	997,300円
教育長	874,200円
常勤の監査委員	799,700円

第3条·第4条 (略)

(支給方法等)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に10 0分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区 長、副区長及び教育長にあつては100分の18 4、常勤の監査委員にあつては100分の16 1.5を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当 に関する規則(昭和50年中野区規則第39号) 第3条の支給割合を乗じて得た額とする。

3 · 4 (略)

附 則 (略)

別表 (略)